

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,988,746	598,312	283,719	22,941,433	27,213,898	598,312
社	債	7,060,686	1,059,103	1,024,832	21,055,663	29,141,181	1,059,103
預貯金	銀 行 預 金	52,247,260	7,837,089	1,700,384	4,037,292	57,984,936	7,837,089
	銀行以外の金融機関の預金	29,614,593	4,442,189	1,579,602	11,484,996	42,679,191	4,442,189
	勤 務 先 預 金	3,541,693	531,254	5,437	-	3,547,130	531,254
合同運用信託の収益の分配		463,313	69,497	12,840	33,314	509,467	69,497
公社債投資信託の収益の分配等		811,153	121,673	2	21,458	832,613	121,673
小 計		97,727,444	14,659,117	4,606,816	59,574,156	161,908,416	14,659,117
定期積金の給付補てん金等		2,418,533	362,780	-	10,258	2,428,791	362,780
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		161,909	26,911	76	-	161,985	26,911
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		100,307,886	15,048,808	4,606,892	59,584,414	164,499,192	15,048,808

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	228,854,670	45,291,252	34,346,404	41,632,608	2,956,939	304,833,682	48,248,191
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く）及び特定 受益証券発行信託の収益の分配	17	2	1,583,209	1,942,085	141,594	3,525,311	141,596
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	46,781,441	3,257,296	46,781,441	3,257,296
計	228,854,687	45,291,254	35,929,613	90,356,134	6,355,829	355,140,434	51,647,083

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	17,501,622	1,208,998

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,767,769,306	千円 59,335,292	千円 9,043,491,730	千円 292,776,722	千円 10,811,261,036	千円 352,112,014
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,880,098	44,277	72,504,392	1,175,214	76,384,490	1,219,491
	計	1,771,649,404	59,379,569	9,115,996,122	293,951,936	10,887,645,526	353,331,505
退 職 所 得		174,309,679	2,487,916	154,545,653	5,463,793	328,855,332	7,951,709
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	122	-	122

調査対象等：給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数に上っており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	12,673,180	1,753,971
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	64,902,855	7,994,953
	診療報酬	50,747,827	4,396,510
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	47,196,701	3,495,637
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,372,761	243,645
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	12,109,944	630,932
	契約金・賞金	515,139	46,605
	小 計	190,518,407	18,562,253
法第203条の2該当（公的年金等）		22,673,877	726,062
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		98,421,545	734,060
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		320	32
計		311,614,149	20,022,407
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	138,654	16,836
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	16,083,315	1,163,219
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	4,271,077	405,942
退 職 手 当 等	137,417	20,495
人 的 役 務 の 報 酬	13,026	1,433
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,611,907	194,874
著作権の使用料又はその譲渡による対価	411,055	48,071
貸 付 金 の 利 子	162,282	26,701
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	264,098	43,757
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	992,740	99,274
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,568,525	284,051
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	50	-
合 計	25,654,146	2,304,653

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得
についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。